

## 現場技術員登録の手続きについて

1. 「現場技術員登録シート」に必要事項を記入します。
2. 利用登録サイトにログイン(申込時に送付した「受付番号」と「パスワード」が必要です)、表示された申込情報を画面左下の「変更申込」を選択します。

**[利用料金]**

初期利用料            9,000 円 +    月額利用料    █████ 円 ×    利用月数    █ ヶ月  
=                      █████ 円 (税抜)

※別途消費税相当額を申し受けます。

変更申込 閉じる

- 2.[その他]の「添付資料」に現場技術員登録シートを添付し、「変更内容の詳細」に「現場技術員登録」と記載します。

**[その他]**

添付資料             参照...

変更内容の詳細[\*]  
«例»  
利用期間延長  
監督員変更(XX月YY日より)

現場技術員登録

現場技術員登録シートを添付

- 3.変更申込画面左下の「入力内容確認」を選択、変更内容に問題がなければ「申込」を選択します。

**[利用料金]**

初期利用料            9,000 円 +    月額利用料    8,000 円 ×    利用月数    █ ヶ月  
=                      █████ 円 (税抜)  
                            █████ 円 (税抜)

※別途消費税相当額を申し受けます。

変更入力に戻る 申込

- 4.記載内容に問題がなければ、翌営業日(申込が 15 時以降の場合は翌々営業日)に変更手続きが完了し、通知メール(「変更手続き完了のお知らせ」)が送信されます。

### 【注意点】

- 1.現場技術員のアカウントは、直接メールで現場技術員に通知されます。
- 2.システム上、現場技術員の職位は「施工管理員」と表記されます。
- 3.現場代理人が提出する書類について、決裁経路は以下に設定されています。
  - a.現場代理人－主任技術者－施工管理員－監督員－主任監督員－総括監督員
    - ・ 工事旬報
    - ・ 工事施工協議簿(受注者発議)施工管理員経由
    - ・ 段階確認願
    - ・ 立会願
  - b.現場代理人－主任技術者－監督員－主任監督員－総括監督員
    - ・ 工事施工協議簿(受注者発議)

帳票種類で「工事施工協議簿(受注者発議)」を選択した場合、施工管理員に書類が回覧されませんのでご注意ください。

帳票種類選択

書類提出期間 2017/04/01 - 2018/03/31

カテゴリ 工事

帳票種類リスト

- 工事施工協議簿(受注者発議)
- 工事施工協議簿(受注者発議)施工管理員経由**
- 工事旬報
- 段階確認願
- 立会願

現場技術員に協議簿を回覧する場合は、「工事施工協議簿(受注者発議)施工管理員経由」を選択してください。

次へ

※帳票種類の先頭に「(自)」と表示されているものは自由経路です。